

ID: 153

担当部署: 産業観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町改善センター等設置条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第123号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日